

別冊資料① はまクル認定クラブの認定制度

(はまクル指導者人材バンク登録制度を含む)

別冊資料については、必要に応じて最新の情報に随時更新します。(最終更新日：R8.3.24)

1 認定要件の具体的事項

〔要件1〕基本理念に沿った活動の目的及び活動計画

◎クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念である生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画が定められていること。

【要件1に関する具体的事項】

- 各クラブの活動目的は、選択する生徒や保護者にとって大変重要なものであるため、クラブ内での共通理解を図り、すべてのクラブ員が平等に活動できることを前提とした目的を設定します。
 - 活動計画では、定期的な練習日や年間の主な活動(参加する大会等)を示すこととします。
 - クラブ員の心身の成長に配慮し、クラブ員や保護者にとって過度な負担にならないよう、「土日どちらか3時間程度」を原則に、適切な活動時間や休養日を設定します。
 - クラブ員の多様な志向を尊重し、勝利至上主義とならないように活動を計画します。また、障がいの有無に関わらず、希望するクラブ員が参加できる安心で多様な活動を展開していくことを目指します。
 - 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守します。法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守します。
 - はまクルは、生徒が自主的、自発的に活動を選択できることが大原則です。各クラブは、生徒が多様な活動に参加できる機会を確保し、生徒の入会を強制したり退会を引き留めたりすることはできません。
- ※ 部活動にはない競技・種目やレクリエーション的な活動を実施する団体も、はまクル認定クラブとして活動することができます。

〔要件2〕複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制

◎クラブ員が安全に活動できるように、各クラブは指導者や活動場所等を適切に確保し、持続可能な活動環境を構築できる体制が活動開始までに整うものであること。

【要件2に関する具体的事項】

- クラブの活動拠点(主な活動場所)が浜松市内にあることとします。
- 2名以上の指導者を確保し、「はまクル指導者人材バンク」に登録します。指導者不在で活動が滞ったり、安全面において目が行き届かなかったりすることがないようにします。
- その競技・種目の指導実績や指導者資格等を有する者を、指導者として確保するように努めます。

- 活動場所については、主に中学校施設を使用します。拠点となる練習会場を軸に、クラブ員の活動場所への移動負担等も考慮し、安定した活動ができるような指導環境を整えます。
- クラブ員の健康状態や気温等の環境を考慮して活動します。

〔要件3〕コンプライアンス意識の徹底を図るための方策

◎各クラブは、活動の目的を理解したうえで、練習が過度な負担とならないように配慮するとともに、体罰、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るための方策が定められていること。

【要件3に関する具体的事項】

- 各クラブの指導者は、活動開始時までには本市が定める所定の研修を受講することとします。指導者が所定の研修を受講していない場合は、はまクル認定クラブとしての活動を開始することができません。
 - 各クラブの代表者は、指導者や運営スタッフに対し、スポーツ協会や文化振興財団等の研修会へ積極的に参加を促したり、自ら研修の機会を設定したりすることに努めます。
- ※ コンプライアンスに関する研修は、以下の内容が考えられます。
1. 体罰、暴力行為、セクハラ、パワハラについて
 2. 人種、障害、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について
 3. SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会的勢力との交際問題を含む）、社会常識について
 4. 不正行為の防止について（ドーピング等）
 5. スポーツ事故防止及び事故発生時に関する安全管理について
 6. その他の違法行為について（20歳未満の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等）
（スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」p.11より）

〔要件4〕公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制

◎各クラブは、営利を目的とした運営ではないことを前提に、会計処理及び資金管理を公正かつ適切に行うための実施体制が整っているものであること。

【要件4に関する具体的事項】

- 会計処理及び資金管理について、組織運営の透明性を確保するため、参加するクラブ員や保護者等の関係者に対する情報開示を適切に行います。
- 各クラブは、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定し、規約に明記します。
- クラブ員や保護者に対して、入会の際に費用等に関する説明を行い、理解を得るように努めます。
- 財産の管理・運営については、個人の私的な口座ではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営します。
- 報酬の支払い等の際には、適切な税務処理を行います。

〔要件5〕活動中のけがや賠償等のための保険への加入

◎各クラブは、クラブ員が安心して地域でのスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、指導者も含めて活動中のけがや賠償等のための保険へ加入すること。

【要件5に関する具体的事項】

- 加入する保険については、活動中のクラブ員同士のトラブルや万が一の事故等が起こった場合のことを十分に予測し、第一義的には管理責任が各クラブにあることを踏まえ、慎重に選定することが必要です。

2 認定手続

(1) 申請書類

(必須)

・はまクル認定クラブ認定(更新)申請書(第1号様式)

「はまクル指導者人材バンク」(p5、6参照)に登録した指導者が、原則2名以上必要(2名登録できない場合は、1名を「照会中」として申請)となります。

・クラブ員名簿(第2号様式)

申請時にクラブ員がいない場合は、指導者や運営スタッフのみ記載し、活動するクラブ員が確定次第、クラブ員及び指導者の保険加入を証明する書類を追加で提出してください。

・クラブ規約

・クラブで使用する金融機関の口座番号が分かる書類

口座開設は必須とし、個人の私的な口座での管理・運営はできません。

・クラブ員及び指導者が保険に加入していることが分かる書類

(必要に応じて)

・中学校施設使用希望届(第3号様式)

中学校施設を主な活動場所としたい場合は、提出が必要となります。

・学童災害共済団体登録関係書類(浜松市学童等災害共済条例施行規則第2号様式)

学童災害共済団体への登録を申し込む場合は、提出が必要となります。

(2) 申請期間

令和8年度(初年度特別措置)

- ・第1次申請期間 4月24日(金)～5月22日(金)
認定結果送付 5月15日(金)～6月5日(金)
- ・第2次申請期間 6月5日(金)～6月26日(金)
認定結果送付 6月24日(水)～7月17日(金)
- ・第3次申請期間 7月10日(金)以降、随時受付
認定結果送付 申請受領日から2～3週間程度で送付

※諸般の事情により、申請日程が変更になる場合があります。

※令和9年度以降の申請期間については未定です。

(3) 申請方法

浜松市の電子申請システム「はままつスマート申請」を活用した申請となります。必要事項を入力したうえで、必要書類を添付して提出してください。申請は、下記のURLからアクセスできます。

なお、何らかの理由でスマート申請が難しい場合は、事務局へ相談をしてください。

(浜松市「休日の部活動の地域展開」ホームページ)

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/renkei/tiikitenkai.html>



3 認定の有効期間

認定期間は最大3年間とし、更新する場合は、はまクル認定クラブ認定（更新）申請書（第1号様式）にクラブ員名簿（第2号様式）を添えて提出することとします。

4 はまクル認定クラブの活動状況の調査・指導

はまクルの認定を受けた後、はまクル認定クラブとしての要件を満たしていないことが疑われる事由や、虚偽申告などの不適切な問題の発生等、本市が必要と判断した場合は、活動中の調査を行い、改善に向けての指導を行うことがあります。

5 はまクル認定の取消

はまクル認定クラブの登録後、以下の内容に抵触した場合は、クラブの認定を取り消すこととします。

- ①クラブの運営や活動内容が著しく不相当と認められ、改善の指導に従わないとき
- ②クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ③はまクル認定クラブ取消願書（第8号様式）の届出があったとき
- ④その他、クラブ活動を継続することが不相当と認められるとき

認定を取り消す場合は、はまクル認定クラブ取消通知書（第7号様式）を当該クラブ代表者に交付します。

6 はまクルポータルサイトへのクラブ情報の公開

市の認定を受けたクラブは、クラブ情報（クラブ名、競技・種目、主な活動場所、主な活動日時、活動紹介等）をポータルサイト上に公開し、入会や見学などの問い合わせができるようにします。認定を受けたクラブには、ポータルサイトにクラブ情報を掲載するアカウントを付与しますので、必要事項を入力して情報が公開できるようにしてください。

※指導者やクラブ員等の個人情報掲載しません。

7 はまクル指導者人材バンク登録制度

(1) 趣旨

はまクル認定クラブにおける登録指導者の管理及び研修機会の確保を目的として、認定クラブの指導者として申請する者は、すべて本人材バンクへの登録を必須とします。

(2) 登録要件

指導者は、以下の要件をすべて満たす者としてします。

- ①はまクルの基本理念及びはまクル認定クラブの認定要件に則った指導をすること
- ②満 18 歳以上（高校生は除く）で、休日の指導が可能であること
- ③暴言、暴力、ハラスメント等の行為を行わず、指導者・運営スタッフ間でのこれらの行為についても許さないことを誓約すること
- ④下記のいずれにも該当しないこと
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体との関係等を有している者
 - ・過去に暴言、暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為を行った者、又は性犯罪歴がある者
 - ・過去にはまクル指導者人材バンクの登録を取消された者
 - ・上記に掲げるもののほか、指導者として不適切な行為を行った者
- ⑤指導者情報の公開について、異議を申し出ないこと

(3) 登録の有効期間

人材バンクの登録の有効期間は最大3年間とし、更新の場合は所定の手続きが必要となります。

(4) 申請開始日時

令和8年4月10日（金） 正午～（随時申請受付）

(5) 申請方法

認定クラブの申請と同様に、浜松市の電子申請システム「はままつスマート申請」を活用した申請となります。必要事項を入力したうえで、必要書類を添付して提出してください。申請は、p 4に記載の浜松市「休日の部活動の地域展開」のホームページ URL からアクセスできます。

事前にダウンロード等をして記入をする書類はありませんが、身分証（運転免許証やマイナンバーカードの表面等）のデータ（ファイル形式 jpg または pdf）及び指導者として取得している資格のデータ（取得している人のみ）を添付することになります。

なお、何らかの理由でスマート申請が難しい場合は、事務局へ相談をしてください。

(6) 研修の受講

指導者登録をした指導者は、はまクル認定クラブとしての活動開始までに、コンプライアンス等に関する動画視聴型の研修が必須となります。

登録完了時に動画視聴の URL を送付するので、ユーザー登録をして受講します。

研修未受講の場合は、認定クラブの指導者として、クラブ員への指導はできません。

(7) 指導者情報の公開

はまクル指導者人材バンクへ登録した指導者のうち、クラブ未所属もしくは指導クラブ以外に他のクラブでの指導を希望する場合、以下の情報を公開し、指導者を希望するクラブが照会できるようにします。

- ①性別
- ②年代
- ③競技・種目
- ④競技指導年数
- ⑤競技経験年数
- ⑥指導者資格等
- ⑦指導可能エリア
- ⑧活動可能日・時間帯
- ⑨希望報酬額

(8) 指導者登録の取消

(2) の登録要件に反すると認められた場合もしくは指導者本人から申し出があった場合、はまクル指導者人材バンクの登録を取り消すこととします。